

吉富町日中一時支援事業実施要綱

平成18年11月1日

告示第70号

改正 平成20年6月18日告示第59号

平成22年3月4日告示第6号

平成23年2月21日告示第6号

平成25年3月4日告示第11号

平成25年10月28日告示第100号

平成27年12月24日告示第123号

平成28年3月28日告示第26号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 日中一時支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、本町が援護の実施者となる障害者等とし、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町長が認めた者とする。

(申請)

第3条 事業を利用しようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者等を現に保護するものをいう。）（以下「申請者」という。）は、吉富町日中一時支援事業利用申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

(決定)

第4条 町長は、前項に規定する申請を受理したときはその内容を審査し、利用の

可否を吉富町日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知し、利用決定の場合は地域生活支援事業利用券（別記様式第3号）を交付するものとする。

（変更の届出）

第5条 前条の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者等」という。）は、第3条に規定する申請の内容に変更が生じたときは吉富町日中一時支援事業利用変更届（別記様式第4号）を町長に提出するものとする。

（決定の取消）

第6条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に規定する決定を取り消すことができる。

- （1） 障害者等が第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- （2） 障害者等が死亡したとき。
- （3） その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、吉富町日中一時支援事業利用取消通知書（別記様式第5号）により利用者等に通知するものとする。

（事業の委託）

第7条 町長は、この事業を円滑に推進するため、法第36条による事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業者（短期入所）に委託することができる。

（委託を受けた者の責務）

第8条 前条の規定により委託を受けた者（以下「委託事業者」という。）は、この要綱の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事業の費用）

第9条 この事業に係る費用は次のとおりとする。

- （1） 所要時間4時間未満の場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定

に関する基準（以下「算定基準」という。）に規定する短期入所の例による算定単位数に100分の25を乗じた単位数を所定単位数とする。

(2) 所要時間4時間以上8時間未満の場合

算定基準に規定する短期入所の例による算定単位数に100分の50を乗じた単位数を所定単位数とする。

(3) 所要時間8時間以上の場合

算定基準に規定する短期入所の例による算定単位数に100分の75を乗じた単位数を所定単位数とする。

2 費用の額は、算定基準に基づき厚生労働大臣が定める一単位の単価に定める単価の例による割合を所定単位数に乗じて得た額とする。

(利用料)

第10条 利用者等が事業者を支払う利用料は、前条の規定により算定された費用の、町民税課税者においては1割、町民税非課税者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている者においては無料とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 前項の町民税課税・非課税の別に関して、18歳以上の者については配偶者を含み、18歳未満の者についてはその者の属する世帯を含むものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月18日告示第59号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の吉富町日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成20年7月1日以後の利用に係る利用料について適用する。

附 則（平成22年3月4日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の吉富町日中一時支援事業実施要綱等の規定は、平成22年4月1日以降の利用に係る利用料について適用する。

附 則（平成23年2月21日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の吉富町日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日以後の利用について適用する。

附 則（平成25年3月4日告示第11号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月28日告示第100号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日告示第123号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

吉富町日中一時支援事業利用申請書

吉富町長 様

吉富町日中一時支援事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		個人番号	
	居住地		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名			個人番号	
			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	年 月 日～ 年 月 日
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の内容	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護	1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等				

吉富町日中一時支援事業利用決定（却下）通知書

様

吉富町長 印

吉富町日中一時支援事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決 定

決 定 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居住地		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
決定に係る児童氏名			続 柄	
有効期間			費用負担	
障害福祉サービスの利用状況	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間
	利用中のサービスの種類と内容等			

支援の内容	
-------	--

注意事項	1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、吉富町長にその旨を届出てください。
------	---

2 却下

却下理由	
------	--

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

吉富町長



地 域 生 活 支 援 事 業 利 用 券

受給者番号		区 分	
利用者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		
電 話 番 号			
利 用 す る サ ー ビ ス	吉富町日中一時支援事業		
決 定 内 容			
利 用 者 負 担			
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
備 考			

※ 次年度の利用を希望する際は更新の手続きが必要になります。

※ 記載事項に変更が生じたときは役場まで届出てください。

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

吉富町日中一時支援事業利用変更届

吉富町長 様

吉富町日中一時支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり届出します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		個人番号	
	居住地		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
利用に係る児童氏名			個人番号	
			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日	年 月 日	

別記様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

吉富町日中一時支援事業利用取消通知書

様

吉富町長



吉富町日中一時支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
利用に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
取消年月日	年 月 日			
取消理由				

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第1号 (第3条関係)

別記様式第2号 (第4条関係)

別記様式第3号 (第4条関係)

別記様式第4号 (第5条関係)

別記様式第5号 (第6条関係)